

店舗等加算助成区域内で、 店舗等の不燃化建替えをする場合、 加算助成（上限100万円）が受けられます。

対象区域

十条駅周辺地区の整備プログラムの4整備方針図で示す店舗等加算助成区域内（裏面、「4整備方針図」上  で示す区域）

※補助73号線沿道おおむね30mの区域 及び 十条銀座商店街通り・十条富士見銀座商店街通り・十条銀座西通り・十条仲通り・十条銀座東通り・演芸場通り（補助83号線沿道おおむね30m区域除く）等の沿道20mの区域

助成対象者

- ・東京都北区不燃化特区内における不燃化建替え促進支援要綱（以下、本要綱）第4条（本パンフ建替え助成の内容「助成対象者」）の要件を満たす者

助成対象建築物

- ・老朽建築物の店舗等のうち、防火上、相対的に火災可能性が高い建築物を、本要綱第3条の要件（本パンフ 建替え助成の内容「助成対象建築物」）を満たす店舗等にするもの。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項の風俗営業及び同条第5項の性風俗関連特殊営業並びに都要綱の目的に反すると区長が判断するものは除く。

店舗等の加算助成について

【不燃化建替え促進支援】

老朽建築物の除却費等
（上限160万円）
※本パンフ「助成金の内容 1）」
参照のこと

新築建物の設計費等
（戸建・耐火：上限90万円）
（戸建・準耐火：上限80万円）
（共同・耐火：上限450万円）
（共同・準耐火：上限200万円）
※本パンフ「助成金の内容 2）」
参照のこと

+

【追加支援】

店舗等への加算
（上限100万円）
※加算助成金額は、
下記参照のこと

<加算助成金額> ※下記で算出された額。（上限100万円）

新築建物の
建築工事に係る費用

×

新築建物の
店舗等部分の床面積

÷

新築建物の
延べ面積

必要な書類・助成の流れについて

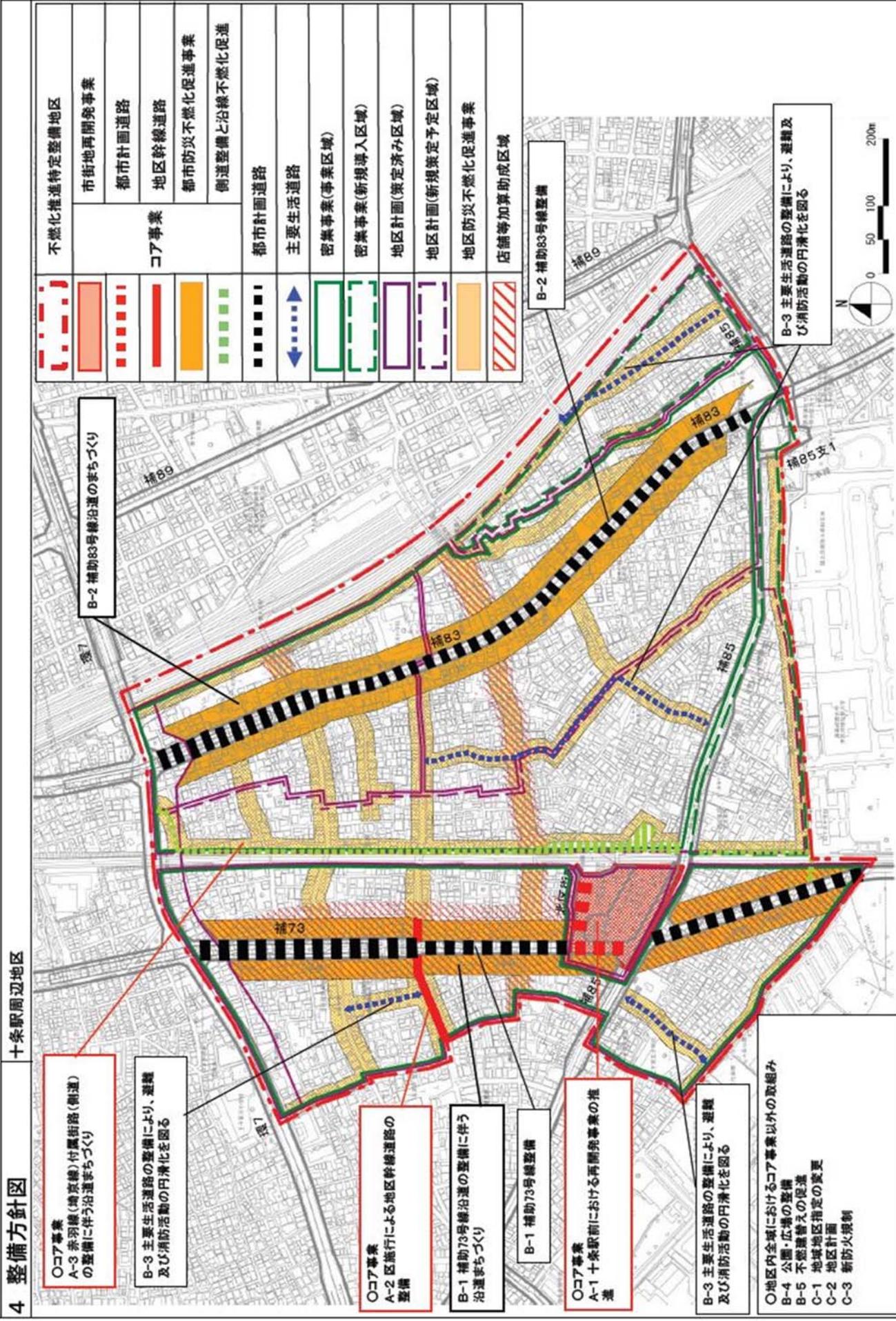
- ・本要綱別表第2（本パンフ「提出書類について」）に記載された書類。
- ・承認申請時に、区長が必要と認める書類（「従前店舗等が、防災上、相対的に火災可能性が高い用途であると判断できる資料」及び「新築建物の店舗等部分に係る床面求積図」）を追加添付。
- ・助成の流れについては、本パンフ「本支援の一般的な流れ」を参照のこと。

注意事項

- ・本要綱及び本パンフを、必ずご一読ください。
- ・詳しい内容については、裏面のお問い合わせ先へご相談ください。

◆「十条駅周辺地区の整備プログラム」より抜粋

4 整備方針図



【お問い合わせ先】

北区役所 / 北区王子本町1-15-22 (第1庁舎7階)

十条まちづくり担当課 03-3908-9162